

平安時代の天下触穢について

著者	青島 史敏
雑誌名	三重大史学
巻	9
ページ	1-27
発行年	2009-03-31
その他のタイトル	Tenka-Syokue in the Heian era
URL	http://hdl.handle.net/10076/10640

平安時代の天下触穢について

青島史敏

はじめに

『延喜式』にて穢についての規定が明文化されて以降、穢は貴族層の日常生活を大きく規制するものになった。それは貴族層の日記・記録を見れば明らかである。また、それだけではなく、穢は古代から中世にかけて拡大するという見解がなされ(1)、それに伴い、朝廷における穢忌避観念が卑賤観念を拡大させ、中世の身分制を形成し、民衆に対しても影響を及ぼすものであったとする説もある(2)。それは被差別部落の問題という形で現代にまで影響が及んでいる。そのような穢は多岐にわたるが、そのなかの一つに「天下触穢」と言われるものがあつた。天下触穢という名称は非常に仰々しく、人々に大きな影響を及ぼしたような感じを受けるが、その天下触穢とはいったいどのようなものであろうか。

天下触穢について触れる前に、そもそも穢とは何か、という点について簡単に触れてみたい。穢の特徴について概括的説明を行っているものとして山本幸司氏の『穢と大祓』(3)がある。それによると穢とは、第一に、①死穢②産穢③獣の死穢と産穢④失火穢の四種に大別できる。第二に穢は発生源を離れ、他の場所や人に移るとされた。例えば、甲所に穢があつた場合、甲所に入った人及びその人がいる(いた)場所が乙の穢となる。さらに乙所に人が入つた場合には、その人のみ

が丙の穢となる。そして丙から丁には穢が伝染しない、といった具合である。また、垣根・堀・壁は外部からの穢の侵入を防ぐものとされたが、同時にそれらで囲われた空間に一度穢が侵入した場合にはその空間全体が穢となつた。対して道路・橋・荒野・河原は開放された空間であり、それらの場所には穢が及ばないとされた。続いて第三点として、家は穢となる空間の単位であり、穢が家に入ることや、内部から穢が生じることを避けなければならなかつた。最後に第四点として、天皇を中心とする社会・自然の秩序を乱すものが穢とされ、天皇と神々が穢に触れないように、特に内裏と神社への穢の侵入を防がなければならなかつたのである。以上、穢とは何かという点について見てきた。では天下触穢とは何か。次に天下触穢についての先行研究を見ていきたい。

横井清氏は、院・天皇・將軍らの〈死〉や、天災・飢饉・戦乱などによる大量発生死の場合に天下触穢の布告が発せられるとし、また先に挙げた山本幸司氏の前掲論文では、「世間穢」「天下穢」「天下触穢」といった表現が用いられるのは古代末から中世にかけてであり、天下触穢の条件として、火事などの事故、あるいは兵乱によつて死者が大量に発生した場合と天皇・上皇などの社会的地位が高い人物の死によつて触穢になる場合があるとしている。また、天下穢とか世間穢といった言葉は明確な基準があるわけではなく、記録の場合、著者の主観による表現上の誇張であると述べている。ただし『後法興院記』の明応六年(一四九七)六月三十日条の細川政元の母が死んだ際の事例(4)を挙げ、室町期には制度的な規定として、天下触穢の布告が出させたのではないかと述べている。

黒田日出男氏(5)は、横井・山本両氏の説明を踏まえ、第一に天下触穢は三十日であり、基本的に死穢によるものである。第二に死穢が天皇・内裏を中心とする京中・洛中に遍満した結果、発せられる。

そして、第三にそのような穢気を遍満させる死穢の種類は、二種類あり、火災や戦乱によつて大量の死者が出た場合と、(王)とその家族や為政者が死んだ際である、と説明している。加えて、天下触穢は世間触穢(穢の特徴として第二点目に挙げた、甲・乙・丙・丁の穢の理論では説明・処理できない穢気の遍満状態)を前提として平安末期に出現したもので、天下触穢は当初、世間触穢と重なっていたとも述べている。さらに天下触穢の原因だけでなく、影響についても触れ、天下触穢期間中は朝廷による諸行事と京都を中心とした神社の祭祀が停止あるいは延引となるとしている。

和田実氏(6)は、『中右記』における「天下」と「世間」の語の使い分けに注目し、天下触穢とは所々に触穢が広まっている状況を指すものではなく、院居所や天皇居所など特定空間の触穢を受け、二次的に認定されるものであり、「天下触穢」と認定されている状況は、神事延引の宣下によつて確認できると述べている。一方、世間触穢は、前述した穢の特徴として第三点目に挙げている穢の空間の単位となる家(個別閉鎖空間)の多くが穢となっている状態を指すものであつて、天下触穢と世間触穢とは明確な相違があるとする。

吉田徳夫氏(7)は、鎌倉時代以降の天下触穢について述べられており、天下触穢の起源を合戦によつて生じる穢である「合戦穢」と鎌倉に住む武家政権の首長の死去に際して生じる「関東穢」の二つのみに求めている。さらに天下触穢を「非常に政治的な沙汰であり、武家

に対する公家側のイデオロギー攻勢であつた。」と、政治的な側面から考察されている。

横井氏、黒田氏、吉田氏の三氏は鎌倉時代以降の天下触穢を取り扱っているだけであり、平安時代の天下触穢についても取り扱っている山本・和田両氏についても天下触穢の契機や影響というような現象の面にみに焦点を当てているだけであつて、平安時代において天下触穢がどのような経緯で発生したのか、また穢という觀念の全体の中において天下触穢がどのような位置にあつたのか、加えて当時の人々にとつて、どのような意義を持っていたのかという点については詳しく触れられていない。山本氏においては「表現上の誇張」とのみ説明されているが、果たしてそれだけであろうか。本稿では、天下触穢の成立過程や平安時代における意義について見つつ、天下触穢の契機・認定・影響という現象面についても再検討を加えていきたいと思う。

研究方法としては、穢の規定が明文化された『延喜式』が完成した延長五年(九二七)から、平安時代と呼ばれている建久三年(一一九二)までを対象とし、認識の差こそあれ、先行研究において、山本氏・黒田氏・和田氏が天下触穢とともに世間触穢についても取り上げているので、『小右記』『水左記』『後・柔師通記』『中右記』『殿曆』『兵範記』『山槐記』『玉葉』『吉記』などを用いて、天下触穢や世間触穢の記事を取り上げた。また『大日本史料』『史料綜覧』『百鍊抄』などの編年体の史料で、対象とする期間の天下触穢、世間触穢の全ての記事を網羅した。そしてこれらの記事を【表1 平安時代の天下触穢】(以後【表1】と表記)としてまとめた。「影響」の欄は「穢によつて」というような表現がなされているものを主に抽出した。

また、これらの史料においては、必ずしも穢が「天下」もしくは「世間」に遍満している様を、そのまま「天下触穢」、「世間触穢」と表現しているというわけではないが、本稿では「天下」に穢が遍満・拡散している様子を表現しているものを「天下触穢」、「世間」に穢が遍満・拡散している様子を表現しているものを「世間触穢」と呼称する。但し、第一章にて天下触穢と世間触穢について考察するので、この措置は暫定的なものと思つう。

第一章 天下触穢の成立過程

第一節 天下触穢と世間触穢

まず本章では天下触穢の成立について考えてみたい。しかし天下触穢の成立について述べる上で問題になるのが、和田氏と黒田氏が指摘されている天下触穢と世間触穢の相違の問題である。和田氏は、

【表1・5】

六日、雖_レ可_レ有_二臨時奉幣_一、已延引、是賀茂社触穢出来、仍遍_二滿天下_一云々、被_二相尋_一处、本社已為_二丙处_一、世間不_レ可_レ為_レ穢、仍過_二今日_一可_レ有_二奉幣_一者、

『中右記』寛治七年（一〇九三）十二月六日条

という記事において「天下」と「世間」が同一視されていないという点や、

【表1・15】

卅日、(中略)近日世間内穢遍満云々、是從_二尾張国_一持_二死人骸骨_一置_二兵衛尉家_一宅、不_レ知_二案内_一家_一宅人々行_二向万人許_一之間遍満者、此事此七八日風_二聞世間_一也、仍伊勢勅使延引、雖_レ可_二在月内_一被_レ止了、件穢及_二此廿八日_一云々、

『中右記』嘉承二年（一一〇七）一月三十日条

という世間触穢の記事が、穢の単位となる家々（個別閉鎖空間）の多くが、穢となっているという内容から、世間触穢は個別閉鎖空間の多くが触穢となっている状態であるとし、【表1・29】や【表1・17】【表1・19】【表1・22】【表1・24】【表1・31】【表1・42】の事例で、内裏や天皇居所、院居所が触穢となっている事実から、天下触穢とは内裏や天皇居所、院居所が触穢となっている場合のみを指すと考察されている。また、黒田氏は特に根拠を示さず、天下触穢は世間触穢を前提に成立したと述べられている。

このように黒田氏が述べるように天下触穢の前提として世間触穢があったとする考えや、和田氏のように天下触穢と世間触穢が別の概念であるとするならば、天下触穢の成立と世間触穢の成立も分けて考えなければならぬ。それゆえ本節では、まず天下触穢と世間触穢に違いがあるのかという点を論じようと思う。

はじめに「天下」と「世間」という言葉から見る。『角川古語大辞典』(8)によれば「天下」とは①天の下にひろがる地上の世界。②君主の統治権の及ぶ範囲としての国家・国土の全体。③転じて、国の政治。

④一国の統治者である天皇や將軍など。とあり、また「世間」は①仏語。「世」は遷流・隔別の意、「間」は間差の意で、過去・現在・未来の三世のために移し流され、しかも種々の諸法が互いに差別（しやべつ）してある境界。これを二世間に分かつ。生あるものの住む衆生世間（有情世間とも）と一切衆生の住むべき国土世界を意味する器世間である。出世間の対。②人の世。世の中。俗世。③世の中の人々。世人。④感覚でとらえることのできる外界一体。あたり一面。⑤日常生活をしている、そのあたり。隣近所。⑥暮らし方。暮らし向き。世渡り。となっている。『角川古語大辭典』の「天下」の①②と「世間」の②④⑤は空間を表現するものとしてほぼ同じような意味であると思われる。では、史料上では天下触穢と世間触穢に関する「天下」と「世間」はどのような使われ方をされているのであろうか。【表1】の「表現」の欄を参考にして見てみたい。【表1】「表現」を見ると、「天下」と「世間」は、

【表1・2】

- ・「世間穢」(『小右記』万寿二年(一〇二五)八月四日条)
 - ・「天下又無_レ不_レ穢」(『小右記』万寿二年(一〇二五)八月七日条)
 - ・「世間触穢交來」(『小右記』万寿二年(一〇二五)八月十三日条)
- 【表1・4】
- ・「世間穢」(『後一条師通記』寛治六年(一〇九二)五月二十二日条)
 - ・「天下大穢」(『中右記』寛治六年(一〇九二)六月十四日条)
 - ・「天下穢氣」(『中右記』寛治六年(一〇九二)六月十八日条)

【表1・7】

- ・「世間触穢」(『後一条師通記』嘉保三年(永長元年、一〇九六)三月十四日条)
 - ・「天下人々多以_レ触穢」(『中右記』嘉保三年(永長元年、一〇九六)三月十六日条)
 - ・「世間穢氣」(『中右記』嘉保三年(永長元年、一〇九六)四月一日条)
 - ・「世穢氣」(『中右記』嘉保三年(永長元年、一〇九六)四月四日条)
 - ・「世間穢」(『中右記』目錄嘉保三年(永長元年、一〇九六)四月一日条)
 - ・「住吉社穢氣滿_二天下_一」(『年中行事秘抄』三月)
- 【表1・11】
- ・「天下穢氣」(『殿曆』康和五年二月一日条)
 - ・「世間有如_レ此之穢」(『本朝世紀』康和五年二月九日条)
 - ・「世間穢氣」(『中右記』康和五年三月四日条)
- 【表1・12】
- ・「世間有_二穢氣_一」(『殿曆』長治元年六月十一日条)
 - ・「丙穢滿_二天下_一」(『中右記』長治元年六月十一日条)
- 【表1・17】
- ・「天下穢氣」(『殿曆』嘉承二年九月九日条、九月十二日条)
 - ・「近日天下丙穢氣遍滿」(『中右記』嘉承二年九月十三日条)
 - ・「世間穢氣」(『中右記』嘉承二年九月十五日条)
- 【表1・19】
- ・「穢遍_二滿天下_一」(『中右記』天永二年二月十一日条)

- ・「近日天下有「丙穢」」《中右記》天永二年三月十五日条
- ・「世間穢氣」《中右記》天永二年三月二十日条
- ・「世間穢」《殿曆》天永二年四月一日条《中右記》天永二年四月四日条、四月十六日条
- ・「世間穢氣」《年中行事秘抄》三月

【表1・21】

- ・「又凡世間皆触穢云々」《殿曆》天永二年十一月四日条
- ・「穢氣遍」滿天下」《中右記》天永二年十一月四日条
- ・「天下之穢」《永昌記》天永二年十一月十九日条
- ・「世間穢氣」《中右記》天永二年十一月二十五日条
- ・「世間穢」《中右記》天永二年十一月二十九日条、十二月三日条

【表1・26】

- ・「世間丙穢」《中右記》長承元年二月十一日条、二月十五日条
- ・「世間穢」《中右記》長承元年二月十一日条
- ・「天下丙穢」《中右記》長承元年二月十七日条

【表1・28】

- ・「院産穢遍」滿天下」《中右記》長承元年十一月四日条
- ・「世間産穢」《中右記》長承元年十一月四日条

【表1・31】

- ・「院中穢殊被「誠仰」、去朝平野梅宮祭等、守式日」被行了、近日天下流風已有「不淨疑」」《兵範記》仁安二年四月十四日条
- ・「有「卅日穢」、天下不可「混合」之由、雖被「仰下」、触穢十之及「八九」、依有其疑」《山槐記》仁安二年四月十四日条
- ・「天下穢氣」《兵範記》仁安二年四月二十七日条

- ・「穢不混」合世間、依被「行」平野梅宮祭了、其後穢氣自然遍滿」《山槐記》仁安二年四月二十七日条
- ・「院中触穢、天下流風有「不淨疑」」《兵範記》仁安二年四月三十日条

【表1・40】

- ・「世間穢」《百鍊抄》寿永三年二月一日条
- ・「天下穢」《百鍊抄》寿永三年二月九日条

【表1・41】

- ・「天下穢」《石清水八幡宮文書之五 宮寺縁事抄 御神楽次第》
- ・「二谷平家乱間、穢及「天下」」《石清水八幡宮文書之五 宮寺縁事抄 御神楽次第》
- ・「世間又穢氣」《石清水八幡宮文書之五 宮寺縁事抄 御神楽次第》
- ・「件穢及「天下」」《石清水八幡宮文書之五 宮寺縁事抄 御神楽次第》

というような使われ方がなされている。以上のような使われ方を見る限りでは、穢が拡散していることを記している一つの記事に対して、「天下」と「世間」が区別されること無く、同じように使われていることがわかる。

また、【表1・2】では『小右記』、【表1・7】、【表1・17】【表1・19】【表1・21】【表1・26】【表1・28】では『中右記』、【表1・40】では『百鍊抄』と、同一の記録の中で「天下」と「世間」が同じように使われているので、「天下」と「世間」の表現が記録

者によって使い分けられているということはないということもわかる。唯一、気になる表現として【表1・15】の「世間内穢満」天下」(『中右記』目録嘉承二年(一一〇七)一月三十日条)という表現がある。『角川古大辞典』における「天下」という単語に内裏という意味は無く、また④の天皇の意味であったとしても、穢が天皇に「遍満」や「満」という表現はなされないだろうし、史料を当たった限りでは天皇一人が触穢となった記事を見つけないことができなかった。考えられるものとしては、「世間」と「天下」の範囲の違い、つまり「世間」より「天下」のほうが広域ではないかということであるが、では触穢の記事における「世間」「天下」とは、どの程度の範囲を指すものであろうか。

【表1・34】を見てみると、「今度炎上、焼死之輩已多、其穢大略、充_二満京中_一」、「『玉葉』安元三年(一一七七)五月二日条、「死人已満_二京中_一、穢氣又遍_二天下_一云々」、「『玉葉』安元二年(一一七七)五月二日条」と、穢が京中に充満していることと、穢氣が天下に遍満していることが同じように書かれている。つまり、「天下」とは「京中」であると考えられる。また、【表1・39】の事例では、「京中併大触穢」(『中臣祐重記』寿永二年一月一日条)という表現と、「世間穢」(『百鍊抄』寿永三年二月一日条)という表現がある。『百鍊抄』は平安時代に書かれたものではなく、鎌倉時代後期に成立したとされているが、その編纂において貴族の日記などの諸記録を抜粋・編集したと考えられている。当然この記事も、日記などを参考にして『百鍊抄』編者は書いたと思われる。それゆえ、「京中併大触穢」を「世間穢」と表現したということは、「京中」イコール「世間」と考えられないだろうか。

以上のことから「天下」も「世間」も「京中」を指すものと思われる。このように考えると『中右記』目録嘉承二年(一一〇七)一月三十日条の「世間内穢満」天下」という表現は、穢が遍満している様子を「世間」と「天下」を使って、二重の表現をしたに過ぎないと考える。

このように、史料上において天下触穢と世間触穢に掛かる「天下」と「世間」という表現に使い分けがなされていない以上、和田氏が指摘しているような天下触穢と世間触穢との「明確な相違」というものも無いと考えられる。また、黒田氏が述べられているように、天下触穢の前提として世間触穢が存在していたということでも無い。そして、吉田氏の、合戦穢・関東穢のみが天下触穢の起源としているという考えは、完全な誤りであるということも判明した。

以上で見てきたように、穢が遍満している様子を表すものとしての「天下」と「世間」は同一であるので、本稿ではこれ以降、世間触穢も天下触穢も一括して「天下触穢」と表現し、「天下」「世間」に穢が遍満・拡散している状態を指すものとする。そして、これまでのように天下触穢と世間触穢を分けて使用する場合は世間触穢を(世間触穢)と括弧を付けて表現したいと思う。

第二節 天下触穢の起源

前節では(世間触穢)と天下触穢が異なる概念のものではなく、同一のものであるということを証明した。これにより、天下触穢と(世間触穢)の成立についても同じ起源を持つものであると考えて良いだろう。では、天下触穢はいつ頃から使われはじめたのであろうか。本

節では天下触穢の起源について見ていきたい。調べた限りにおいては、天下触穢の初出は、

【表1・1】

一日、己未、依「世間穢」、不_レ奉_二例_一幣賀茂_一、

『小右記』正暦四（九九三）年二月一日条

である。これは平安時代中期（十世紀末）であり、山本氏が述べられた『世間穢』『天下穢』『天下触穢』といった表現が用いられるようになったのは古代末から中世にかけて」というものより遡ることができ、このことは一体どのような意味を持つのであろうか。

前述の通り、穢は『延喜式』によって規定が明文化されてから、貴族層のなかで穢に対する意識が強まっていったものと考えられている。そういった状況の中で『小右記』において、先にも挙げた【表1・1】正暦四年（九九三）二月一日条や【表1・2】万寿二年八月四日、七日、十三日条の天下触穢（世間触穢）と同様に、穢が遍満・拡散している様子を示す表現として、「世間不浄」、『同』天元五年（七八二）二月一日条、「内府穢昨日入・交・撰政殿」、『同』正暦四年（九九三）四月一日条、「上達部悉触穢」、『同』万寿四年（一〇二七）十二月九日条、「穢相交」、『同』万寿四年（一〇二七）十二月十四日条、「穢遍満」、『同』治安元年（一〇二二）十一月二十三日条 などといった表現が出てくる。このことについて岡田重精氏（9）は「触穢と関連する現象として（中略）注意したいのは、『小右記』を通じて「穢入交」「世間不浄」「穢気遍満」などの表現がしきりに見られることで

ある。これらの語が示すのは、何よりも穢の気配が遍満しその危険にさらされた不安と畏怖の状況である。」と述べられている。天下触穢についても、山本氏が述べているような「表現上の誇張」といった単純なものではなく、こういった拡大する穢意識、穢に対する恐怖の中から生じた観念ではないだろうか。

第二章 天下触穢の契機・認定

前章では、天下触穢の起源について考察してみた。本章では具体的に天下触穢がどのような経緯を経て発生するものなのかという点について見ていきたい。

第一節 天下触穢の契機

天下触穢はいったいどのような穢によって引き起こされ、その穢がどうなることよって出来るのであるうか。天下触穢の契機となる穢は、先行研究では、天皇・上皇など社会的地位が高い人物の死穢や、戦乱・事故などの大量死によって生じた死穢であるとされているが、実際にそうであるのかを確認するために、【表1】の「契機」を参考にしてみた。

社会的地位の高い人物の死によって発生した死穢による天下触穢としては【表1・2】の尚侍藤原嬉子、【表1・11】の女御藤原以子、【表1・37】の平清盛があり、また大量死によって生じた天下触穢

の例としては、【表1・7】の穢や、【表1・33】の火災によって大量の死者が京中に満ちたことによるもの、【表1・35】の東大寺焼き討ち、【表1・40】の一の谷の合戦によるものがあるが、これらは【表1】全体における平安時代の天下触穢の契機としては少数である。しかも社会的地位の高い人物の死穢の中に天皇・上皇の死穢は存在しないということもわかる。平安時代の天下触穢の契機は、非常に様々である。とはいえ、ほとんどの事例が人の死穢によるものであるが、【表1・25】の事例は大死穢であり、また、

【表1・28】

十日、院産穢遍「満天下」、今日已滿了、御体御卜奏、中宮権大夫参仕、依「世間産穢」及「今日」、於「陣外」奏云々、但依「先例」以外記「覽」奏案、後内侍所可「奏之由、仰」外記、上卿退出
『中右記』保延元年（一一三五）十二月十日条

と、産穢によって天下触穢になっている。

また、【表1・4】【表1・7】【表1・14】【表1・17】【表1・19】【表1・20】【表1・22】【表1・25】【表1・28】【表1・42】のように、内裏や天皇居所・院居所が触穢となって天下触穢になっていることが多い。特に、【表1・33】の「内裡、院中為穢者、已天下一同穢也」、「玉葉」安元二年六月十一日条という表現を根拠に内裏・院の穢を天下触穢する考えがある。（10）しかし、これは内裏や天皇居所・院居所が触穢になることによって、自動的に天下触穢となる訳ではなく、

【表1・25】

一日、^{甲 壬}平野松尾社本當麻祭等皆延引、是從「去月廿七日」院中大死穢出来人々不知其由「参入之間、遍」満天下「之故也、件穢及明日」、
『中右記』大治五年（一一三〇）四月一日条

とあるように、触穢となっている院居所に人々が参入した結果、参入した人々もまた触穢となって、処々に穢を拡散させたため、天下触穢となるのではないかと思われる。

また、甲・乙・丙の理論による穢の拡散について、

【表1・12】

「丙穢満天下」『中右記』長治元年六月十一日条

【表1・15】

「近日世間丙穢遍満云々」『中右記』嘉承二年一月三十日条

【表1・17】

「近日天下丙穢氣遍満」『中右記』嘉承二年九月十三日条

【表1・26】

「世間丙穢」『中右記』長承元年二月十一日条、二月十五日条

と、それぞれ丙穢が「天下」もしくは「世間」に遍満しているという表現があるので、天下触穢は、黒田氏が述べているような甲・乙・丙の穢の理論では説明・処理できない穢気の遍満状態というものはな

く、天下触穢の発生に際しては、しつかり甲・乙・丙の穢の理論は存在したと考えられる。

ただし、第三章第三節にて後述するが、天下触穢と認定された後では、穢の個別閉鎖空間への展転を防ぐ措置は取られていないようである。【表1・21】

そして、

【表1・12】

十一日、神今食無_一行幸_一、是法勝寺尊勝寺中、從_一去月廿九日_一下僧中穢引_一来卅日穢_一、僧侶參_一彼寺_一之間、丙穢滿_一天下_一之故也、

【中右記】長治元年（一一〇四）六月十一日条

という『中右記』の天下触穢の記述に対し、同日条の『殿曆』では、

十一日、_子天晴、不出行、無行幸、世間有穢氣、太内無穢氣、雖然猶依懼、無中院行幸、弁不參歟、

【殿曆】長治元年（一一〇四）六月十一日条

と、世間に穢があるが、内裏には穢がないと記述していることから、内裏が触穢でない場合においても天下触穢とされる。

第二節 天下触穢の認定

天下触穢の認定はどのようなになっているのであろうか。和田氏は「天下触穢と認定されている状況は、認定の後の神事延引の宣下によって確認できる。」と述べ、それがつまり天下触穢の布告であるとしているが、この点についても検討を加えつつ、認定の様子がわかる記事を挙げ、詳しく見てみたいと思う。

まずは【表1・17】の事例から見てみたい。この事例は、実盛宅で発生した穢が院居所ならびに藤原忠実の所にも及んだというものであるが、

【表1・17】

九日、壬辰、顯隆来、為_一院御使_一天下穢氣事也、件穢左衛門大夫実盛家穢也、（中略）院内穢、余又同_一之、世間同有_一此疑_一、

【殿曆】嘉承二年（一一〇七）九月九日条

藤原顕隆が天下触穢の件のことで、院の使いとして藤原忠実の許に派遣されているので、白河院による穢の決定段階から天下触穢の認識があつたのではないかと思われる。

次に天下触穢の認定の、より詳しい事例を見てみたい。

【表1・21】①

四日、癸亥、天晴、（中略）則參院、下野守明国、余美濃莊下向之間、左衛門尉為義郎等を殺害、仍伴明国即京上、仍所々皆有_一穢_一、然者件沙汰也、民部卿・新藤中納言・別當・修理権大夫有_一此座_一、召_一明法博士信貞_一、被_一問穢之由_一、院并齋院両所云々、

又凡世間皆触穢云々、仍諸社祭・新嘗祭等可延引否條、可被問外記之由、同仰下、了令退出、余同退出、明日主上可渡御西對一也、依穢可延引一由、同仰下了、

〔殿曆〕天永二年(一一二二)十一月四日条

【表1・21】の事例は、源明国が源為義の郎党(11)を殺害したことによつて、京にもたらされた穢について審議するために、藤原忠実が参院し、その他、源俊明(民部卿)・藤原宗忠(新藤中納言)・源能俊(別当)・源為房(修理権大夫)が集まった。そして明法博士安倍信貞を召して、穢について問うたところ、院居所と齋院の両所が触穢であり、また世間も触穢であると述べている。このことから、明法博士が天下触穢の決定の場に深く関わっていることもわかる。そして、穢の決定には摂関家(当時は摂政・藤原忠実)他、数人の貴族が関与していたことがわかる。その後、

【表1・21】②

八日、丁卯、今朝参院、明国穢猶不定、但夜檢非違使大夫尉盛重、件穢証者尋取云々、件物被殺男、件被殺害男隨身物在明国宅一歟、テコゐなり、其由見也、大略穢一定歟、召法家被問事趣、余此間退出、申剋許還参、新藤中納言・別當・修理権大夫為房・明法博士信貞・民部卿皆申穢之由、仍仰下了、

〔殿曆〕天永二年(一一二二)十一月八日条

と、八日に至るまで、穢の決定がなされていなかったようだが、檢非

違使が殺害された隨身の所持品を明国宅で発見したことによつて、藤原忠実が四日に参院した時と同じ人々と僉議の結果、穢であることが決定された。これは明国が京にもたらした穢が正式に定められたことのみを示すものであるが、四日に明法博士安倍信貞が世間もまた触穢であることを勸申しているのので、穢の決定と同時に、天下触穢ともされたのではなからうか。

また「仰せ下す」という尊敬の表現がされているので、その主体は白河院であったのではないかと考えられる。次に【表1・26】の事例を見てみよう。

【表1・26】

廿八日、恐欠俄神人頓死了、仍被問明法博士□且処□外院□(甲所カ)前文歟、(而カ)取御社為乙所、是社民往反之故也、参御社之人為丙身、高丙身人行向之処不為穢之由、前日議定了、依無世間穢、祈念・大原野祭不延引、於春日祭者依一本社穢、次申日可レ行之由沙汰了、

於殿下有御占、不浄者、猶一日有軒廊御卜、社事不信不浄之由所下申也、社司時盛来明兼許問此穢氣事、酒殿雖為穢、於時盛者依在他屋、不レ可為穢之由答了、仍時盛昇明兼宅了、明兼隱件事参所々了、丙穢遍満之由、已以披露召問明兼一処、隱往事参院旨所申也、明法博士明兼所為甚不便也、於今者来月十一日祈念・大原野祭可延引一由仰下了者、春日祭然者来廿二日申日可レ被行也、

〔中右記〕天承二年(長承元年、一一二二)一月廿八日条

春日社で発生した穢について、明法博士に問うたところ、春日社が乙穢、参社した人が丙穢であるため、丙穢の人が行くところは丁穢となり穢とならない、という議定が前日なされたが、後に、藤原忠通(殿下)が御占を行ったところ、不浄との結果が出た。そこで軒廊御卜を行ったところ、春日社が不浄であるとの結果が出たので、調べたところ、社司大中臣時盛が明法博士中原明兼宅に赴き、また明兼がそのことを隠して所々に参つたため、「丙穢遍満」となっていたことが明らかになったという記事だが、穢が拡散しないという前日の議定における「無世間穢」という状況が後に「丙穢遍満」というになったということ、で、「世間穢」イコール「丙穢遍満」、つまり天下触穢であると考えられていたと思われる。そして後に「世間丙穢」「世間穢」「天下丙穢」と表現されていることから、この記事においても穢の決定段階において天下触穢の認識があったと考えられる。

【表1・34】

余申云、如_レ被_二仰下_一者、死人已滿_二京中_一、穢氣又遍_二天下_一云々
『玉葉』安元三年(治承元年、一一七七)五月一日条

これは、安元三年(一一七七)四月二十八日の火災(11)について、藏人勘解由次官基親が九条兼実に見尋ねる記事(12)であるが、『玉葉』の著者・九条兼実が「仰せ下す」ことができる人物として、天皇・院(当時は高倉天皇・後白河院)もしくは摂政・関白(当時は兼実の兄・松殿基房が関白)が考えられる。それゆえこの事例におい

ても、天下触穢の決定には、天皇・院もしくは摂関が関わっていることがわかる。

また、天下触穢としない事例として、

一日、乙未、参_二鳥羽殿_一、世間触穢不可_レ穢由被_二議定_一云々、

『兵範記』仁平二年(一一五二)五月一日条

というものがある。

続いて『石清水文書之五 宮寺縁事抄 御神樂次第』に収められている文書の中に、

【表1・41】

御神樂事、申_二殿下_一、可_二尋沙汰_一之由、被_レ仰_二頭弁_一候了、如_レ此事、殿下御成敗候也、定長雖_レ為_二職事_一、凡無_二其暇_一候之間、不_レ能_二参入_一、仍被_レ仰_二彼人_一候了、早可_二令_レ尋給_一状如_レ件、

二月四日

右衛門権佐定長

寿永三年 藏人右衛門権佐藤原定長

追伸

御神樂事、只可_レ依_二宮寺例_一候、諸社祭_を依_二穢延引_一了、近衛召人申_二其由_一、尤可_レ然事歟、触穢之輩争_二参列_一哉、供米事、早可_二令_レ相催_一給_二上_一之由所候也、

御神樂事、召人等触_二天下穢_一之條、已無_二其疑_一、然者延引又勿論歟、穢限已後月中無_二卯日御神樂例_一、雖_レ不_二分明_一、准_二放生會_一

次月十五日被_レ行之條、來月卯日被_レ遂行_一可宜_一歟、且可_下令_レ存_一其旨_一給_上、重又可_レ被_レ仰_一子細_一候也、於_レ延引_一者、先無_一左右_一歟、仍執啓如件、

壽永三年 二月五日

左中弁光雅

藏人頭左中弁藤原光雅

追申

依_レ為_一吉日_一、殊所_レ被_レ仰遣_一也、抽精誠、可_下令_レ祈申_一給_上、御神樂、准_一放生會延引例_一、以_一來月卯日_一可_レ被_レ行之由、御氣色候也、可_下令_レ存_一其旨_一給_上者、

御神樂事、世間又穢氣不便候、不_レ可_レ触_一今度穢_一之由、能々仰遣候了、謬_テ且可_レ経_一廻宮寺_一歟之由、只今も又申遣候也、臨時祭可_レ延引_一、以_一吉日_一可_レ被_レ行候也、且可_下令_レ存_一其旨_一給_上、仍執達如件、

壽永三年 二月十日

左中弁光雅

謹上 八幡別當法印御房

〔石清水文書之五 宮寺縁事抄 御神樂次第〕

という文書がある。恐らくこの文書は摂政・近衛基通（殿下）の命を受けて、藏人頭藤原光雅が石清水八幡宮に対し、御神樂の延引を指示した御教書であると考えられるが、藏人頭が發給した公文書（13）の中に「天下穢」「世間又穢氣」という表現がなされている。このことから平安時代の末には天下触穢の概念が定着していたのではないかととも考えられる。

天下触穢としない例を含め、六つの事例を挙げてみた。これらの事例をまとめてみると、天下触穢の認定は天皇・院とともに、摂政・関白や何人かの朝臣が集まり、「議定」という形で審議を行い（陣定もしくは院評定）、その審議には明法博士が深く関わり、また卜占を行うなどしていた。そしてその議定の結果は天皇・院が下していたものと考えられる。六つの事例は、それぞれ状況が異なるため、一概にそうとは言えないが、概ねこのように決定がなされたのではないか。

また、これらの事例においては、穢の決定の段階においても、穢が「天下」「世間」に遍満している、つまり天下触穢であるという認識があつたと思われる。

よって、「天下触穢と認定されている状況は、認定の後の神事延引の宣下によって確認できる。」とする和田氏の考察は誤りであるとも考えられる。

しかし、触穢の決定段階では、必ずしも天下触穢と認識されていたわけではない。まずは【表1・4】の事例を挙げてみたい。これは内大臣藤原師通宅に小児の五体不具穢があつたのを、家中の人々が知らせなかつたところに、左中弁為房が参入し、さらに内裏・賀陽院等に参入したために発生した事例である。

【表1・4】①

十九日、内大臣殿内触穢出来、小兒頭藤原片足許也、大所為云々、不_レ申_一事由_一間、左少辨為房参入、則退出、参_一大内并殿下賀陽院_一、後自_一彼殿_一披_一露_一此由_一、但件_一為房取_一棄小兒_一之後参入、仍為_一乙人_一、賀陽院大内為_一丙所_一、召明法博士国任被問之処、已為_一五体不足七ヶ日_一

者、而被相「尋先例」、如此已有其体、時、卅日者、仍可為「卅日穢」之由被「仰下」了、就「中上皇中宮御精進間、事於」事有「憚能々可「慎之由、重被「仰」人々」了、又廿日百座仁王會、并廿二日季御讀經、皆可「延引」由被「仰下」了、

〔中右記〕寛治六年（一〇九二）五月十九日条

【表1・4】②

十九日、辛丑、晴、（中略）已刻許東方築下有「死人」、小兒被付聞時、已申剋也、

裏書、家中人々未「言上」不便也、黄昏令「申」殿、御返事云々、他如「恒

付「通輔」、五位藏人、令「奏」触穢之由「云々、

〔後二条師通記〕寛治六年（一〇九二）五月十九日条

【表1・4】の『小右記』の記述を見ると、三十日の触穢が定められているだけであり、また『後二条師通記』も触穢であることを奏上したとあるだけで、後に「世間穢」〔後二条師通記〕寛治六年（一〇九二）五月二十二日条、「天下大穢」〔中右記〕寛治六年（一〇九二）六月十四日条、「天下穢氣」〔中右記〕寛治六年（一〇九二）六月十八日条」と記されているに過ぎず、『中右記』『後二条師通記』共に穢の認定時には天下触穢の認定はなされていない。

次に【表1・9】では、

【表1・9】①

七日、（中略）二条殿北雑舎焼亡、小童焼死、穢氣滿「天下」、

〔中右記〕目錄康和二年（一一〇〇）二月七日条

という、『中右記』の記述に対し、『殿曆』では、

【表1・9】②

八日、乙巳、天晴、夜前之焼亡触穢沙汰頼侍、於「大殿」召「明法博士国任・輔清」而尋問、相分申云々、雖「然輔清之申旨有「道理」之由、天氣候歟、仍彼「二条殿昇人皆甲穢云々、依「齋月」極恐不「少、夕方參「大殿」、暫候退出、穢事未「切、

〔殿曆〕康和二年（一一〇〇）二月八日条

と、藤原師実（大殿）が明法博士二人を召し、それぞれ意見を言ったが、明法博士中原資清の意見に道理があり、それは天皇の意向に寄るものであったので二条殿に昇った人全員を甲穢としたとしている。おそらく『中右記』記主藤原宗忠は、二条殿に昇った甲穢の人々が穢を拡散させるため、「穢氣滿「天下」と記したのであるが、穢の決定段階では天下触穢との認識はこの事例でもない。

【表1・20】は、大炊殿の穢が院居所または内裏に及ぶまでの経緯を記述したものであるが、

【表1・20】①

十一日、壬寅、（中略）今日申時許、大炊殿内下女頓死、但馬守家保、依「院仰」参「入件所」、不「知」案内「参院」了、経忠朝臣為「御使」又参内了、件穢遍「滿天下」、雖「然参「神今食」人々、未「穢

之間被_レ行_レ了、是又先例云々、

〔中右記〕天永二年（一一二二）六月十一日条

【表1・20】②

十一日、壬寅、（中略）從_レ院被_レ仰云、大炊殿有_レ触穢三十日、
件所に人遺、件人昇院、即時頭弁參院并内、仍内裏有穢、又神今
食被_レ行否之條、被_レ尋_レ先例、而先例有_レ被_レ行例、又被_レ止例
又同、仍今夜被_レ行云々、

〔殿曆〕天永二年（一一二二）六月十一日条

『殿曆』では院の仰せとして大炊殿の三十日の穢が院居所または内裏
に触れたとだけ記述しており、『中右記』のようにその穢が天下に遍満
したかどうかについては問題にしていない。

続いて【表1・23】を見てみたい。

【表1・23】

廿八日、丁巳、不_二出行、裏、自_レ院被_レ仰云、有_レ八幡之触穢、
流産云々、
卅日、

〔殿曆〕永久五年（一一一七）一月二十八日条

白河院が石清水八幡宮の穢について忠実に仰せ下したが、天下触穢の
認定ではなく、後に忠実が、「天下穢」〔殿曆〕永久五年（一一一七）
一月二十八日条〕と記述しているにすぎないのである。

【表1・29】の事例では、『兵範記』仁平四年（一一五二）四月二十
日条に、

【表1・29】①

廿一日、癸卯、天下穢氣今日以後不_レ可_レ有云々、
満卅

〔兵範記〕仁平四年（一一五二）四月二十日条

と記されているが、その穢が認定されたと考えられる記事においては、

【表1・29】②

一日、癸未、天晴、於_レ内裏、有_レ穢氣沙汰云々、
去月廿二日、法性寺殿下御堂承仕妻、於_レ寄宿所、故宮宣堂、即彼御堂近邊也、死去、
其触穢来法性寺殿事也、召_レ承仕并引具河原法師等、於_レ使庁、
勘_レ問道博士右門志業倫、勘_レ申穢甲乙次第云々、遂被_レ定_二
卅日穢_一了、明日平野祭并諸社賀茂祭等、被_レ仰_レ可_レ延由云々、
殿下不_レ知_二食穢事_一、去廿三日自_レ法性寺殿、令_レ參内_一了、仍禁
中触穢也、

〔兵範記〕仁平四年（一一五二）四月一日条

と、あくまで内裏の穢が認定されているだけで、天下触穢の認定がな
されているわけではない。

このように、【表1・4】【表1・9】【表1・20】【表1・23】
【表1・29】の事例では、『後一条師通記』『殿曆』『中右記』『兵範
記』等で、それぞれの記主が天下に穢が遍満していると認識していな
がらも、穢の認定段階においては天下触穢と表現されていなかったと
思われる。

つまり、これらの事例は、天下触穢がある一定の時期に、突如として成立した概念ではなく、古代から中世にかけて拡大していった穢意識の中で、徐々に形成されていったものであるということを示すものではないだろうか（14）。

第三章 天下触穢の影響

本章では天下触穢となった後の影響について見ていきたいと思う。黒田氏によれば、天下触穢期間中は朝廷による諸行事と京都を中心とした神社の祭礼が停止あるいは延引となるとしているが、具体的にどのような行事が、そして神社がその対象とされるのであろうか。

第一節 諸社祭の延引・停止

天下触穢によってどのような神社が影響を受けているのであろうか。【表1】の「影響」の欄を参考にしてみたと思う。この表によれば、伊勢奉幣・祇園御霊云・春日祭・平岡祭・率川祭・大原野祭・石清水臨時祭・大神祭・平尾祭・松尾祭・杜本祭・當麻祭・梅宮祭・吉田祭・賀茂祭・日吉祭・中山祭・廣瀬祭・龍田祭・北野祭・石清水放生会・齋院相嘗（順不同）などの祭礼が延引ないし停止となっている。

そもそも、黒田氏は鎌倉時代以降の天下触穢を扱っているのが、平安時代の天下触穢についても、同じような影響があるのが問題になるが、どうやら同じような影響が出ているようである。ではこれらの

神社とは具体的にどのような神社なのであろうか。

これらの祭礼を行う神社は概ね二十二社と呼ばれるものに属している。二十二社とは、大小神社の首班に位置し、国家の重大事、天変地異に奉幣使を立てた神社である。また逆穢からまず守られるべき存在であったと考えられる。

特に二十二社の奉幣が延引になった事例として、【表1・5】の

【表1・5】①

廿六日、庚子、（中略）中宮大夫参杖座、被_レ奏臨時廿二社奉幣日時、来月六日者、行事権辨基綱、

『中右記』寛治七年（一〇九三）十一月二十六日条

【表1・5】②

六日、雖_レ有臨時奉幣、已延引、是賀茂社触穢出来、仍遍満天下云々、

『中右記』寛治七年（一〇九三）十一月二十六日条

という記述から確認できる。

ただし、二十二社とされる神社の全てがその対象となるわけではない。石上神社・大和神社・住吉神社・貴船神社・丹生川上神社は個別の神社では天下触穢の影響の対象とされていない。貴船神社と丹生川上は「祈雨の社」としての役割があるため（15）とも考えられるが、詳しい理由は不明である。また【表1・5】の事例では、全国八幡宮の総本社である宇佐使例幣が延引となっているので、二十二社以外の

重要な神社にも、その影響が及ぶようである。

祭礼の延引・停止の他に神社側では、どのような措置が取られたの
であろうか。時代がかなり下るが、『北野社家日記』の中に、

二十八日、女院御他界之間、可_レ為_レ天下触穢一哉由、吉田神主方
へ尋遣之処、定法可_レ為_レ天下触穢、未_レ被_レ仰出_レ之由申間、兩日
御戸開在_レ之、賀茂競馬在_レ之、

〔北野社家日記〕長享二年（二四八九）四月二十八日条

十七日、天氣晴、仍自_レ松田對馬守方、伊勢右京亮方被_レ申由在_レ
之、仍今度天下触穢之間、毎月三ヶ日參詣事、不_レ可_レ叶哉之由被_レ
申_レ之、返答云、往古者、鳥居迄參詣勿論歟候、但今事者、諸參
詣人社内參候間不_レ可_レ苦候哉、宜_レ為_レ御隨意一由返答在_レ之、為_レ
後證一注_レ之、

〔北野社家日記〕長享二年（二四八九）五月十七日条

朔日、（中略）已往者天下触穢之時者、參詣社中二不_レ入之由見
也、今時節儀者、中々不_レ及_レ是非一次第也、但又近年無_レ此沙汰
云々、

〔北野社家日記〕長享三年（延徳元年、一四八九）四月一日条

という記述がある。これらの記述によれば、鳥居までは参詣すること
ができたようであるが、そこから中に入れなかったようである。しか
し、「往古」や「已往」がどこまで遡れるか判断できるものはないので、

参考程度に留めておく。

なお、これら祭礼の停止は、第二章第二節にも挙げた【表1・41】
の事例のような、藏人を通ず形で伝達されるようである。

第二節 宮中における諸行事の延引・停止

前節では、神社における影響を見てきた。本節では宮中における諸
行事の延引・停止について、前節と同じく【表1】の「影響」の欄を
参考に見てみたいと思う。

宮中における諸行事として、積奠・仁王会・祈年祭・祈年穀奉幣・
園韓神祭・月次祭・神今食・新嘗祭・四方拜・御燈・日吉御幸・鎮魂
祭（順不同）というような祭礼・行事が延引もしくは停止となってい
る。特に祈年祭・六月・十二月月次祭・新嘗祭は四箇祭と呼ばれ、も
っとも重儀とされた（16）。祈年祭は官社・宮中の諸神へ王権の安泰、
社会の安寧、五穀豊穰などを祈請するため、月次祭は天皇と朝廷の安
穩と治世の長久を祈願し、あわせて天皇の供御に奉仕する諸神に感謝
するものとして、新嘗祭も月次祭の神今食と同じく、天皇が五穀の新
穀を天神地祇に勧め、また、自らもこれを食して、その年の収穫を感
謝する祭儀である。つまりこれら四箇祭は、朝廷や天皇の安泰に深く
関わった祭礼である（17）。つまり、宮中における諸行事の場合におい
ても、天下触穢は重要な祭礼に影響を与えているということがわかる。
また、積奠とは、毎年二月・八月の上丁の日に孔子及びその弟子た
ちを祭る儒教儀式であり、仁王会とは、護国經典である仏説仁王般若
波羅密經、もしくは仁王護国般若波羅密多經を講説する国家的な仏教

法会である。元来、穢とは、天皇を中心とする社会・自然の秩序を乱すものが穢であると考えられているが（18）、釈尊は儒教、そして仁王会は仏教的な行事であり、天皇・神といったものとは関係の無いはずのものであるが、こういった行事にも影響を及ぼすのである。では、これらの諸社および宮中での祭礼の延引・停止時においては、貴族たちはどのような対応を取っていたのであろうか。

【表1・7】①

十六日、丙午、天陰雨下、(中略)依例雖可有石清水臨時祭、
從去九日至來月七日穢氣止之、件穢元者、去七日住吉社
神主津守国基建立大伽藍、請前権少僧都慶朝、遂供養之間、当
国他国結縁之輩数千成市、男女並肩、禅庭無隙、仍為遂法
会打仏之間、老少男女數十人、自入池水夭亡了、其後不知
案内、請僧樂人、同九日參禁中一也、凡天下人々多以觸穢、仍
被止臨時祭了、仍當番供膳、入夜退出、
『中右記』嘉保二年(永長元年、一〇九六)三月十六日条)

このように天下触穢によって石清水臨時祭が停止になったため、臨時祭の当番供膳も夜になって退出しており、また、

【表1・8】

十日、(中略)又來十五日八幡放生会、付被寺家可レ行由所被
仰下一也、世間穢氣遍滿、仍公卿・諸衛・内蔵寮官幣并左右近衛
相撲凡供奉諸司不參供云々、

『中右記』永長元年(一〇九六)八月十日条)

同じく天下触穢によって、八幡放生会が石清水八幡宮ではなく、八幡宮の寺家(護国寺)によって行われており、本来それに参加するはずであった公卿や諸衛その他の面々も参加していない。

このように天下触穢によって、諸社・宮中の祭礼が停止されるに伴い、それらの行事に参加する貴族たちもまた、それら祭礼に参加できなくなるのは当然であり、また仮に本来の形式ではない方法で祭礼が行われたとしても、その行事に参加するのが憚られたものと考えられる。

第三節 貴族層における天下触穢に対する認識

次に、貴族層が天下触穢に対してどのような認識を持っていたのか、また貴族層の日常生活にどのような影響をおよぼしていたのかという点について触れてみたい。

【表1・24】①

十七日、癸未、天晴、少納言忠宗來、自昨日天下有穢、尊勝
寺法華堂下有死人、其体僧形、数日爛壞、久住者驚其香氣、
触上座法橋信縁、々々実驗奏聞院、法勝最勝寺供養等往反
之間、何処不穢乎、此中去六日有知恩氣人者、召法家博士等
一、信貞申云、死人自取棄之日可員日数者、明兼申云、自
香氣日卅日可穢者、大略付此議被仰下了、(後略)

『永昌記』大治元年（一一二六）三月十七日条

この事例は、尊勝寺法華堂下で僧侶の格好をした腐乱死体が発見されたが、その場所は法勝寺・最勝寺の供僧などが頻繁に往来していた場所であったため、鳥羽院によって天下触穢と認定された事例である。天下触穢の認定期間をいつから始めるのか、明法博士の間でも死体を除去した段階なのか、死臭が確認された段階なのか意見が分かれたものの、最終的には死臭が確認された段階にて決定し、三月十六日より天下触穢とされた。当事例においても、第二章第二節にて述べたように、明法博士への諮問の後、天皇・院が天下触穢の認定を行っていることがわかるであろう。その後、

【表1・24】②

十九日、乙酉、参院、今夕可_レ奏_二一代一度仁王会卷数_一、而穢氣条如何、付_二忠能_一取_二御気色_一、内裏又触穢、不_レ可_レ有_レ懼者、馳_二参内裏_一、土御門、(後略)

『永昌記』大治元年（一一二六）三月十九日条

とあるように、『永昌記』の記主藤原為隆は、仁王会の件で、参内する必要があつたものの、天下触穢の期間中につき、参内の可否を崇徳天皇に確認し、内裏もまた触穢であるから懼りはないとの回答を得た後に参内している。つまり、藤原為隆自身は尊勝寺法華堂から発生した穢の件は伝え聞いて知つた事件であつたため、直接穢には触れていないものの、天下触穢となつたことによって、為隆自身が直接触穢した

かのような意識を持つて行動している。また、

【表1・24】③

廿日、己丑、参院、入_レ夜帰_三三条_一、中将自_二八幡_一帰洛、被_レ遂_二百度詣_一、天下穢氣不_レ知、何_レ為

『永昌記』大治元年（一一二六）三月二十三日条

とあるように、天下触穢の期間中であるにもかかわらず、それを知らずに石清水八幡への百度詣を遂げた中将に対しても、触穢した人物と同様に神事を慎んだほうがよいかのように読み取れる。

このように、天下触穢とされた場合においては、直接発生源となつた穢に触れていなくとも、触穢中と同様な意識を持つて行動していたことがわかる(19)。

しかし、『表1・24』の事例は、内裏への参内や神社への参詣への懼りは読み取れるもののそれ以外の面、つまり日常生活に大きな影響を及ぼしていたというような記述は見受けられなかった。例えば、先に挙げた【表1・7】の事例であるが、

【表1・7】②

一日、庚申、(中略)今日平野祭・松尾・当麻・森本等祭依_二世間穢氣_一延引、從_二去月七日_一及_二今月七日_一次申日可_レ行之由前日左大臣宣下、右小弁時範仰下也、供膳宿侍、

『中右記』嘉保三年（永長元年、一〇九六）四月一日条

【表1・7】③

四日、広瀬・龍田祭、依「世穢氣」延引、後吉日可「行者、早旦参内、次一条殿并大納言殿、晩頭帰」家、從「内」有「召」、則参内宿侍
〔中右記〕嘉保三年（永長元年、一〇九六）四月四日条

というように、【表1・7】①において、三月六日に発生した穢が禁中に及んだために、天下触穢となったと記述しており、【表1・7】②では、三月六日から四月七日までが天下触穢の期間であると述べている。しかし【表1・7】③では、『中右記』記主藤原宗忠は、天下触穢期間中の四月四日に参内し、かつ一条殿や大納言殿（源経信）のもとを訪れている。

【表1・24】の事例は藤原為隆が内裏の触穢の有無を知らなかつたゆえに、天皇に確認したものであり、【表1・7】の事例では、すでに藤原宗忠は【表1・7】①の段階で内裏が触穢であることを知っていたため、憚ることなく参内したものと考えられる。

宗忠が一条殿や大納言殿のもとを訪れたことについてはどのような考えたらよいのであろうか。次の記事を見ていきたい。

【表1・21】

十九日、戊寅、（中略）伊勢遷宮事雖「奉行」、依「天下之穢」、此間不レ立レ札、

『永昌記』天永二年（一一一一）十一月十九日条
と、個別閉鎖空間への穢の展転を防ぐために立てられた「触穢札」（20）が天下触穢によって立てられていないということがわかる。これは天

下触穢とされたことによって、穢の展転の阻止については、もはや無意味と考えられたからではないだろうか（21）。

以上のことから、天下触穢期間においては、祭礼の延引・停止、場合によっては参内の可否という点が問題になり、通常の穢では特に注意を払うべき穢の展転については問題にしていけないということがわかった。

第四節 穢と天下触穢

前節で挙げた点を踏まえて、本節では天下触穢と通常の穢との間に、どのような違いが見られるのかという点について論じてみたい。

その点を考える前にまず、なぜ穢が恐れられるのかという点について改めて見てみたい。本稿の「はじめに」の部分でも触れているが、穢となる事象である死穢、産穢、獣の死穢・産穢、失火穢などというものは、神および天を中心とする「秩序」（「秩序」とは人間社会とそれを取り巻く周囲の自然とともに形成し、人間社会と自然界とを貫通している、人間社会を取り巻く前環境における安定した事物の状態）を乱すような事象であると考えられている。従って、秩序を乱す事象、つまり穢を神が嫌うことは当然のことであり、穢とは神・そして秩序そのものに対する敵対行為であるとされた。それゆえ、神、そして神を祀る人間社会の代表である天皇は穢を忌避すべき存在とされていた。つまり、神社と内裏が特に穢に対して注意を必要とされる空間であった（22）。そのために、貴族層の人々は自宅（塀や壁によって囲われた個別閉鎖空間）を穢とさせないために、死ぬ間際の人物を家から追

い出したり(23)、触穢札を立てるなどの対策を取ることで、穢の遍満を防ごうとしていた。

しかし、天下触穢という状態では、穢が遍満した状態であり、その空間的な規模もさることながら、穢から守るべき内裏や神社にまで影響を及ぼしてしまっているという点において、もはや貴族層が穢の遍満状態を回避する必要性がないゆえ、国家や天皇の安寧を祈願する国家レベルで行う祭祀での穢の回避のみが、天下触穢の影響を受けることになっていないのだろうか。

こういった祭祀は内裏穢の場合にも延引・停止になるが(24)、内裏を大きく超えて京都全体に穢を及ぼす天下触穢においても祭祀の延引・停止がなされる場所にも穢観念の拡大を見ることが出来るのはなからうか。また、第二章に挙げた【表1・12】の世間に穢があるが、内裏には穢がないとされた天下触穢の事例においても、神今食は行いが、神今食に出席するための天皇の行幸は行われないうといった措置が取られており、ここでも、内裏を越えた天下触穢の影響というものが伺える。

つまり天下触穢とは、穢となる範囲の広さと受ける影響の重大さという点において最大の穢であったと考えられる。

特にそれを端的に表現するものとして、【表1・40】の「京中併大触穢」〔中臣祐重記〕寿永三年一月一日条と、「大」の字を使用していることから、天下触穢に対する意識の高さが窺われないだろうか。

おわりに

本稿において、平安時代の天下触穢について検討してきた。ここで各章ごとの結論をまとめてみようと思う。

・第一章では、天下触穢と(世間触穢)は異なる現象ではなく、また、古代から中世にかけて拡大していった穢意識の中から発生したものであるということを見てきた。

・第二章では、平安時代の天下触穢は、鎌倉時代以降の天下触穢のように、その契機において必ずしも共通の概念があるわけではない。また、当時は、必ずしも穢の認定の段階において天下触穢と認定されていたわけではない。これは天下触穢という概念が徐々に成立していったことの顕れである。

・第三章では、天下触穢は、主に二十二社といった国家の大事に関わる神社、そして四箇祭といわれる内裏での祭祀に影響を及ぼしていた。そして天下触穢は通常の穢とは空間的な広さと、受ける影響の重大さという点において最大の穢であった。

これら三点をまとめると、天下触穢とは、延喜式以降、拡大していった穢観念の一つの結実ではないかと考えられる。古代から中世にかけて拡大していった触穢観念は身分制として民衆を縛り付けていったが、他方、天下触穢は主に貴族層が生活する京都を穢で満たすものとして、平安中期から後期にかけて徐々に成立していった。そして国家の大事に関わる役割を果たしていた二十二社に対し、穢の侵入による怪異や天変地異の発生を予防するために、奉幣の停止、もしくは諸社祭の停止、延引という形で影響を及ぼしていた。さらに朝廷や国家

の安寧を祈願するために行われた四箇祭などにも延引・停止という影響を与えていた。つまり天下触穢とは、当時の支配者層であった貴族層が認知していた穢の中でも、最大の穢であったと考えられる。

鎌倉時代以降、源頼朝の死去による天下触穢(25)を皮切りに武家政権の首班の死に対して天下触穢が行われるようになった。【表1・37】のような平清盛の死去による天下触穢がその淵源となった可能性があるが、なぜこのような措置が取られるようになったのか、具体的な理由を挙げる事が出来なかつた。吉田氏は源頼朝以降の武家政権の首班に対する天下触穢について、公家側と武家側の政治的問題を指摘されており、また黒田氏は中世以降の為政者の死が、民衆にどのような影響を与えたのかという点から天下触穢を考察されているが、これらの点も含め、今後は平安時代から鎌倉時代以降に至るまでの天下触穢に対する意識の変化を見ていく必要があると思われる。

最後に、本稿作成にあたって、指導教官である山田雄司先生をはじめ考古・日本史研究室の先生方には大変お世話になると同時に、多大な迷惑をお掛けした。ここに、感謝の意を表すとともに、お詫び申し上げます。

註

- (1) 大山喬平『日本中世農村史の研究』(岩波書店、一九八七年)。
高取正男『神道の成立』(平凡社、一九七九年)など。
- (2) 大山前掲書、横井清『中世民衆の生活文化』(東京大学出版会、一九七五年)黒田日出男『境界の中世 象徴の中世』(東京大学出

版会、一九八六年)など。なお、以下横井氏の見解は本書による。
伊藤喜良「王権をめぐる穢れ・恐怖・差別」『岩波講座 天皇と王権を考える第7巻 ジェンダーと差別』岩波書店、二〇〇二年
(3) 山本幸司『穢と大祓』(平凡社選書、一九九二年)以下同氏の見解は、本書による。

- (4) 『後法興院記』明応六年(二四九七)六月二十日条
- (5) 『こもる・つつむ・かくす』『王の身体 王の肖像』平凡社、一九九三年

(6) 和田実「院政期における天下触穢について」『年報中世史研究』十九号、一九九四年)以下、同氏の見解は本論文による。

- (7) 吉田徳夫「中世の触穢政策」『関西大学法学論集』四〇・六、一九九一年)以下、同氏の見解は、本論文による。

(8) 『角川古大辞典』(角川書店)

- (9) 岡田重精『古代の齋忌(イミ)』(国書刊行会、一九八九年)
- (10) 山本・和田・吉田前掲論文。

(11) 『玉葉』安元三年(一一七七)四月二十八日条

(12) 『玉葉』安元三年(治承元年、一一七七)五月一日条

(13) 御教書とは、地位・身分の高い者が直接筆を取らずに、侍臣に認めさせた私文書(奉書)の中で、三位以上の人の奉書を言うものである。あくまで私文書なのであるが、佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版社、一九九七年)によれば、「私文書の様式として発生した奉書、御教書という様式の文書が、律令制政治の弛緩と政治形態の変化にもなって、次第に公的文書として用いられるようになる。」と述べている。特に、天下触穢により

御神楽を延引せよという指示を石清水八幡宮に出しているという状況なので、公文書と解釈した。

(14) なお、この時代における穢の認定については、三橋正「摂関末・院政期における定穢について」『駒沢史学』第六一号、二〇〇三年)が詳しい。

(15) 二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』(国書刊行会、一九八六年)

(16) 藤森馨『平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』(大明堂、一九九九年)

(17) 阿部猛・義江明子・相曾貴志編『平安時代儀式年中行事事典』(東京堂出版、二〇〇三年)

(18) 山本前掲論文。

(19) 片岡耕平「日本中世成立期における触穢観の変容と社会関係」『史学雑誌』一一七・一〇、二〇〇八年)

(20) 『小右記』寛仁元年(二〇二七)七月一日条など。

(21) 『玉葉』養和元年(一一八二)年二月二十二日条【表1・41】にも天下触穢のため「触穢札」を立てなかった記事がある。

(22) 山本前掲論文。

(23) 『台記』久寿元年(一一五四)四月二日条など。

(24) 山本前掲論文。

(25) 『明月記』建久十年(正治元年、一一九九)一月三十日条、『猪熊関白記』建久十年(正治元年、一一九九)一月三十日条

※なお、本文中にて【表1・0】という表記のあるものについては、個別の条文を注釈に載せなかった。【表1】内に出典及び条文を記載してあるので、そちらを参照していただきたい。

(あおしま ふみとし 二〇〇五年度卒業生)

表1 平安時代の天下触穢

番号	西暦	和暦	期間(判るもの)	契機	表現	影響
1	993年	正暦四年		不明	・世間穢 (『小右記』正暦四年二月一日条)	・賀茂例幣なし。 (『小右記』正暦四年二月一日条)
2	1025年	万寿二年		・藤原嫡子産穢 (『小右記』万寿二年八月四日条) ・藤原嫡子死穢 (『小右記』万寿二年八月七日条) ・赤斑瘡流行 (『小右記』万寿二年八月十三日条)	・世間穢 (『小右記』万寿二年八月四日条) ・天下又無不穢 (『小右記』万寿二年八月七日条) ・世間触穢交来 (『小右記』万寿二年八月十三日条)	・釈奠を停む。 (『小右記』万寿二年八月十四日条)
3	1077年	承暦元年		不明	・天下穢 (『水左記』承暦元年十月十八日条)	・九月十一日、伊勢奉幣天下穢によって延引。 (『水左記』承暦元年十月十八日条) ・十月十八日、伊勢奉幣。
4	1092年	寛治六年	五月十九日 ～六月十八日	内大臣藤原師通宅に小児の五体不具穢があったのを、家中の人々が知らせなかったところに、左中弁為房が参入し、さらに内裏に参入したため。 (『中右記』寛治六年五月十九日条) (『後二条師通記』寛治六年五月二十日条)	・世間穢 (『後二条師通記』寛治六年五月二十日条) ・天下大穢 (『中右記』寛治六年六月十四日条) ・天下穢気 (『中右記』寛治六年六月十八日条)	・百座仁王会、春季御講経延引。 (『中右記』寛治六年五月十九日条) (『後二条師通記』寛治六年五月二十日条) ・月次祭、神今食延引。 (『後二条師通記』寛治六年六月十一日条) (『中右記』寛治六年六月十一日条) ・祇園御霊会、穢によって馬長宣部なし。 (『中右記』寛治六年六月十四日条) ・天下穢気今日ばかり。 (『中右記』寛治六年六月十八日条) ・月次祭、神今食延引によって大祓を行う。 (『中右記』寛治六年六月十九日条) ・月次祭、神今食追行。 (『後二条師通記』寛治六年六月二十五日条) (『中右記』寛治六年六月二十五日条) ・百座仁王会追行 (『中右記』寛治六年七月一日条)
5	1093年	寛治七年		賀茂社触穢出来によって。 (『中右記』寛治七年十二月六日条)	・是賀茂社触穢出来、仍遍満天下云々 (『中右記』寛治七年十二月六日条)	・二十二社臨時奉幣延引。 (『中右記』寛治七年十二月六日条) (『大日本史料』寛治七年十二月十二日条)
6	1094年 (嘉保元年b)	寛治八年	十月八日 ～十一月七日	左大将藤原忠実の小児の死によって。 (『中右記』寛治八年(嘉保元年)十一月七日条)	・今日以往去月八日以後、世間有穢疑、是左大将殿小児非常之間、其穢遍満天下云々 (『中右記』寛治八年十一月七日条)	宇佐使例幣、五日斎院相嘗、七日山科祭延引。 (『中右記』嘉保元年十一月七日条)
7	1096年 (永長元年)	嘉保三年 (永長元年)	三月九日 ～四月七日	三月七日、住有為吉社神主津守國基が大加藍を建立し、前権小僧都慶朝を招いて供養を行った際、当国他国の人々が市を成し法会に差し支えるほど群集したので、法会を行うために打ち払ったところ、老若男女数十人が池に落ちて亡くなり、その後住吉社に赴いていた講僧・衆人が九日に参内したことによって。 (『中右記』嘉保三年(永長元年)三月十六日条) (『後二条師通記』嘉保三年(永長元年)三月十四日条)	・世間触穢 (『後二条師通記』永長元年三月十四日条) ・天下人々多以触穢 (『中右記』永長元年三月十六日条) ・世間穢気 (『中右記』永長元年四月一日条) ・世穢気 (『中右記』永長元年四月四日条) ・世間穢 (『中右記』目録永長元年四月二日条) ・住吉社穢気満天下 (『年中行事秘抄』三月)	・石清水臨時祭延引。 (『後二条師通記』永長元年三月十六日条) (『中右記』永長元年三月十六日条) ・平尾、松尾、當麻、社本等祭延引。 (『中右記』永長元年四月一日条) ・當宗、梅宮、中山祭等同じ延引。 (『中右記』永長元年四月二日条) ・広瀬祭、龍田祭延引。 (『中右記』永長元年四月四日条) ・平尾、松尾、當麻、社本等祭追行。 (『中右記』永長元年四月十三日条) ・當宗、中山祭等追行。 (『中右記』永長元年四月十四日条) ・広瀬祭・龍田祭、大神祭追行。 (『中右記』永長元年四月二十日条)

					・四月二十五日、石清水臨時祭追行。 ([中右記]永長元年四月二十五日条)
8	1096年 永長元年 (嘉保三年)		不明(都芳門院崩御か?) ([大日本史料]永長元年九月十一日条)	・世間穢氣運満 ([中右記]永長元年八月十日条) ・世間穢 ([中右記]永長元年九月十一日条)	・八月十五日、石清水放生会、寺家に付て行由由せつけられる。世間穢氣運満によって公卿等不参。 ([中右記]永長元年八月十日条) ・例幣世間穢によって延引。故に大祓有り。 ([中右記]永長元年九月十一日条)
9	1100年	康和二年	二月七日、二条殿北雜舎が焼亡し、小童が焼死したため。 ([中右記]目録康和二年三月七日条) ([殿曆]康和二年三月八日条)	・穢氣満天下 ([中右記]目録康和二年三月七日条)	
10	1100年	康和二年	不明	・世間穢氣運満 ([中右記]目録康和二年十二月一日条)	
11	1103年	康和五年	一月二十五日、女御藤原苺子死去によって。 ([殿曆]康和五年一月二十五日条) ([中右記]康和五年一月二十五日条)	・天下穢氣 ([殿曆]康和五年二月一日条) ・世間有如此之穢 ([本朝世紀]康和五年二月九日条) ・世間穢氣 ([中右記]康和五年三月四日条)	・祈年祭、諸社祭、積糞停止。 ([殿曆]康和五年二月一日条) ([中右記]康和五年二月三日条)
12	1104年	長治元年	五月二十九日より法勝寺・尊勝寺の下僧中に三十日の穢があったが、僧侶たちが法勝寺・尊勝寺へ参つたため。 ([中右記]長治元年六月十一日条)	・丙穢満天下 ([中右記]長治元年六月十一日条) ・世間有穢氣、大内無穢氣 ([殿曆]長治元年六月十一日条)	・神今食を行うも行幸無し。 ([中右記]長治元年六月十一日条) ([殿曆]長治元年六月十一日条)
13	1104年	長治元年	六角堂穢 ([中右記]目録長治元年四月七日条)	・六角堂穢満天下 ([中右記]目録長治元年四月七日条)	
14	1105年	長治二年	齋院中の五体不具穢を知らずに人々が参り、その人々が参内したため。 ([殿曆]長治二年二月十四日条) ([中右記]長治二年二月十五日条(十四日か?))	・是齋院中有五体不具穢、不知案内人々参入齋院参内、或運満世間 ([中右記]長治二年二月十四日条)	・園禪神祭延引。 ([中右記]長治二年二月十四日条)
15	1107年	嘉承二年	一月二十八日まで 尾張国より死人の骸骨を持ってきた人が兵衛尉家季の宅に置いていたのを、事情を知らない家季宅の人々が色々な人の宅へ出向いたため世間に丙穢が運満。 ([中右記]目録嘉承二年一月三十日条)	・近日世間丙穢運満云々 ([中右記]嘉承二年一月三十日条) ・世間丙穢満天下 ([中右記]目録嘉承二年一月三十日条)	・一月中、伊勢勅使延引。 ([中右記]嘉承二年一月三十日条) (二月一日勅使日程定まる)
16	1107年	嘉承二年	八月二十五日まで 不明	・天下穢氣今日了 ([中右記]嘉承二年八月二十五日条)	
17	1107年	嘉承二年	八月二十五日 ~九月二十七日 八月二十七日、西洞院高辻が焼失し、左衛門大夫実盛宅の焼死者の穢が法皇御所に引参したため。 ([殿曆]嘉承二年九月九日条) ([中右記]嘉承二年九月十三日条)	・天下穢氣 ([殿曆]嘉承二年九月九日条、九月十二日条) ・近日天下丙穢氣運満 ([中右記]嘉承二年九月十三日条) ・世間丙穢 ([中右記]嘉承二年九月十五日条)	・石清水放生会、宮寺に付て追行する。 ([殿曆]嘉承二年九月十五日条) ・世間丙穢によって上御以下参向せず。 ([中右記]嘉承二年九月十五日条)
18	1108年	嘉承三年 (天仁元年)	源義親の首が入浴したことによって ([中右記]嘉承三年(天仁元年)一月二十九日条)	・触穢運天下歟 ([中右記]天仁元年一月二十九日条)	
19	1111年	天永二年	三月五日 ~四月四日 三月五日、六条院に三十日の穢が引き来っていたことを知らずに、人々が七日の月忌例講にやってきたため。加えて六条院女房従者が賀陽院女房曹局に参着したため。 ([殿曆]天永二年三月六日条、三月十一日条) ([中右記]天永二年三月六日条、三月十二日条)	・穢運満天下 ([中右記]天永二年三月十二日条) ・近日天下有丙穢 ([中右記]天永二年三月十五日条) ・世間穢氣運満 ([中右記]天永二年三月二十日条) ・六条御堂穢氣運満 ([中右記]天永二年四月一日条) ・世間穢 ([殿曆]天永二年四月一日条) ([中右記]天永二年四月四日条、四月十六日条) ・世間穢氣	・三月二十日、石清水臨時祭延引。 ([中右記]天永二年三月十一日条、三月二十日条) ([殿曆]天永二年三月十三日条) ・山科祭延引。 ([殿曆]天永二年四月一日条) ([中右記]天永二年四月一日条) ・平尾祭、松尾祭、杜本祭、當麻祭、広瀬祭、龍田祭延引。 ([殿曆]天永二年四月四日条) ([中右記]天永二年四月四日条) ・山科祭。 ([中右記]天永二年四月十三日条)

				(『年中行事秘抄』三月)	・平尾祭、松尾祭、杜本祭、當麻祭。 (『中右記』天永二年四月十六日条) ・四月二十一日、石清水臨時祭。	
20	1111年	天永二年		大炒殿で下女が死に、触穢があったが、但馬守家保が院の仰せによって大炒殿に参入し、事情を知らぬまま参院。また経忠が参内したため。 (『中右記』天永二年六月十一日条) (『殿曆』天永二年六月十一日条)	・穢氣遍滿天下 (『中右記』天永二年六月十一日条)	・神今食に参った人々は穢れていないので行う。 (『中右記』天永二年六月十一日条) ・穢中の神今食の先例あり。 (『中右記』天永二年六月十一日条) (『殿曆』天永二年六月十一日条)
21	1111年	天永二年	十一月二十八日まで	下野守源明国が美濃国において信濃守大江広房の郎従等を殺害して帰京したことによって。 (『殿曆』天永二年十一月四日条) (『中右記』天永二年十一月四日条) (『永昌記』天永二年十一月四日条)	・又凡世間皆触穢云々 (『殿曆』天永二年十一月四日条) ・穢氣遍滿天下 (『中右記』天永二年十一月四日条) ・天下穢 (『永昌記』天永二年十一月四日条) ・天下之穢 (『永昌記』天永二年十一月十九日条) ・世間穢氣 (『中右記』天永二年十一月二十五日条) ・世間穢 (『中右記』天永二年十一月二十九日、十二月三日条)	・諸神事、新嘗祭停止。 (『殿曆』天永二年十一月九日条) ・山科祭停止。 (『殿曆』天永二年十一月十日条) ・新嘗祭停止の大祓あり。 (『中右記』天永二年十一月二十日条) ・齋院相嘗延引。 (『中右記』天永二年十一月二十五日条) ・世間穢昨日に及ぶ。 ・大原野祭。(延引日不明) (『中右記』天永二年十一月二十九日条) ・賀茂臨時祭、鎮魂祭追行。 (『殿曆』天永二年十二月八日条)
22	1114年	永久二年		春日社触穢に穢が出来、さらに興福寺権別当永縁僧都が春日社に参った後参院したため。 (『殿曆』永久二年二月十四日条) (『中右記』永久二年二月十四日条)	・洛陽大略穢歟 (『殿曆』永久二年二月十四日条) ・穢氣遍滿之疑出来 (『中右記』永久二年二月十四日条)	・折年穀奉幣延引。 (『殿曆』永久二年二月十四日条) (『中右記』永久二年二月十四日条) ・折年穀奉幣。 (『中右記』永久二年二月二十二日条)
23	1117年	永久五年	一月二十八日 ～二月二十二日	石清水八幡宮に流産の穢が禁中に及んだため。 (『殿曆』永久五年一月二十八日条) (『大日本史料』「吉部秘訓抄」永久五年一月二十八日条)	・天下穢 (『殿曆』永久五年二月一日条)	・天下穢によって奉幣せず。諸社祭延引。 (『殿曆』永久五年二月一日条) ・春日祭延引。 (『殿曆』永久五年二月二日条) ・二月四日、折年穀奉幣延引。 (『殿曆』永久五年二月二十四日条) ・二月二十一日、大原野祭延引。 (『殿曆』永久五年二月二十日条) ・大原野祭追行。今日穢おわんぬ日なり。 (『殿曆』永久五年二月二十二日条) ・折年穀奉幣追行。 (『殿曆』永久五年二月二十四日条)
24	1126年	大治元年		尊勝寺法華堂に死人があり、その穢が院と内裏に及んだため。 (『永昌記』大治元年三月十七日条) (『永昌記』大治元年三月十九日条)	・天下有穢 (『永昌記』大治元年三月十七日条) ・天下穢 (『永昌記』大治元年三月十九日条)	
25	1130年	大治五年	三月二十八日 ～四月二日まで	・三月二十七日、院中に犬死穢が出来、天下に遍滿。 (『中右記』大治五年三月二十八日条) ・三月二十七日、院中に犬死穢が出来、それを知らない人々が参入し、天下に遍滿。 (『中右記』大治五年四月一日条)	・昨日院中犬死穢出来、遍滿天下 (『中右記』大治五年三月二十八日条) ・是從去月廿七日院中犬死穢出来、人々不知其由参入之遍滿天下之故也 (『中右記』大治五年四月一日条)	・行奉奉幣延引。 (『中右記』大治五年三月二十八日条) ・平尾祭、松尾祭、杜本祭、當麻祭等延引。 ・齋院の毎月一日の神殿入りが延引。 (『中右記』大治五年四月一日条) ・梅宮祭、當宗祭、中山祭延引。 (『中右記』大治五年四月二日条) ・穢今日に及ぶ。 (『中右記』大治五年四月二日条) ・去一日諸社祭行われる (『中右記』大治五年四月十三日条)
	1132年	天承二年		春日社の神人が頓死したため、穢であったが、社司時盛が	・丙穢遍滿	・春日祭延引。

26	(長承元年)		明法博士明兼の宅に入り、さらに明兼が所々に参つたため。 〔『中右記』天承二年(長承元年)一月二十八日条)〕	〔『中右記』長承元年一月二十八日条)〕 ・世間丙穢 〔『中右記』長承元年二月十一日条、二月十五日条)〕 ・世間穢 〔『中右記』長承元年二月十一日条)〕 ・天下丙穢 〔『中右記』長承元年二月十七日条)〕	〔『中右記』長承元年二月二日条)〕 ・世間丙穢今日に及ぶ 〔『中右記』長承元年二月十一日条)〕 ・二月十一日、大原野祭延引。 〔『中右記』長承元年一月二十八日条)〕 ・二月十二日、春日祭追行。 〔『中右記』長承元年一月二十八日条)〕 ・大原野祭追行。 〔『中右記』長承元年二月十七日条)〕	
27	1132年	天承二年		不明 〔『年中行事秘抄』十一月)〕		
28	1135年	保延元年	十一月四日 ～十一月十日	故長実中納言女が鳥羽院の子を出産したため。 〔『中右記』保延元年十一月四日条)〕	・院産穢遍滿天下、今日已滿了 ・世間産穢及今日 〔『中右記』保延元年十一月十日条)〕	
29	1151年	仁平四年	三月二十二日 ～四月二十一日	三月二十二日、法性寺御堂承士の妻が法性寺内で死去しその穢に藤原忠通が触れる。さらに翌二十三日に参内したため。 〔『兵範記』仁平二年四月一日条)〕	・天下穢氣 〔『兵範記』仁平二年四月二十日、二十一日条)〕	・四月二日、平野祭、諸社、賀茂祭延引。 〔『兵範記』仁平二年四月一日条)〕 ・天下穢氣今日以後有るべからず。満三十日。 〔『兵範記』仁平二年四月二十一日)〕
30	1157年	保元二年		三月六日、去月十二日に七条付近炎上。在家人数人焼死。この穢が天下に流風。昨日沙汰出来。 〔『兵範記』保元二年三月六日条)〕	・件穢氣流風天下 〔『兵範記』保元二年三月六日条)〕	・八社奉幣を停む 〔『兵範記』保元二年三月六日条)〕
31	1167年	仁安二年		三月二十三日に住法寺殿にて乞食の法師が死去したため。 〔『兵範記』仁安二年三月二十四日条)〕 〔『山槐記』仁安二年四月十四日条)〕	・近日天下流風已有不淨疑 〔『兵範記』仁安二年四月十四日条)〕 ・天下不可混合之由、雖被仰下、触穢十之及八九、依有其疑 〔『山槐記』仁安二年四月十四日条)〕 ・天下穢氣 〔『兵範記』仁安二年四月二十七日条)〕 ・院中触穢、天下流風有不淨疑 〔『兵範記』仁安二年四月三十日条)〕 ・穢不混合世間、依被行平野梅宮等祭了、其後穢氣自然満 〔『山槐記』仁安二年四月二十七日条)〕	・四月二十一日、日吉御幸停止。 〔『兵範記』仁安二年三月二十四日条)〕 ・賀茂祭延引。 〔『兵範記』仁安二年四月十八日条)〕 ・吉田祭延引。 〔『兵範記』仁安二年四月二十一日条)〕 ・院中穢今日満三十日 〔『兵範記』仁安二年四月二十四日条)〕 ・吉田祭追行。 〔『兵範記』仁安二年四月二十七日条)〕 ・賀茂祭追行。 〔『兵範記』仁安二年四月三十日条)〕
32	1176年	安元二年		一日に落雷があり、法勝寺雑人が二人死んだため、その穢が天下に引き満ちる。 〔『玉葉』安元二年三月十五日条)〕	・朔日落雷、法勝寺雑人二人死去云々、其穢引満天下 〔『玉葉』安元二年三月十五日条)〕	・しかし、公家に用いられず、臨時祭が行われる。 〔『玉葉』安元二年三月十五日条)〕
33	1176年	安元二年		三月八日、最勝光院の池に人が落ちて死んだが、それを知らずに実寛法印が最勝光院を訪れ、さらに七条院に帰参したため。 〔『玉葉』安元二年六月九日条)〕	・但内裏、院中為穢者、已天下一同穢也 〔『玉葉』安元二年六月十一日条)〕	
34	1177年	安元三年		四月二十八日の火災で、京中に死人が満ちたため。 〔『玉葉』安元三年五月二日条)〕	・今度炎上、焼死之輩已多、其穢大略、遍滿京中 ・死人已滿京中、穢氣又遍天下 〔『玉葉』安元三年五月二日条)〕	
35	1180年	治承四年		不明(以仁王の变か?)	・天下穢 〔『玉葉』安元四年六月七日条)〕 ・天下死穢 〔『年中行事秘抄』六月)〕	・祇園御輿迎を恒の如く行ふ。天下穢と雖も本社沙汰。先例に憚らず。 〔『玉葉』安元四年六月七日条)〕
36	1181年	治承五年		十二月二十八日、平重衡による東大寺焼き討ち。 〔『玉葉』治承四年十二月二十九日条)〕 〔『吉記』治承五年五月四日条)〕	・天下有穢氣之疑 〔『玉葉』治承五年一月一日条)〕 ・南都國中、并京都大略大触穢也 〔『吉記』治承五年五月四日条)〕	・四方拝無し。 〔『玉葉』治承五年一月一日条)〕
37	1181年	治承五年		不明	・近日天下皆有穢氣之疑 〔『玉葉』治承五年二月二十三日条)〕	

38	1181年	治承五年		閏二月五日、平清盛死去 〔『玉葉』治承五年三月二日条〕	・天下穢氣之疑 櫻門兼去事 〔『玉葉』治承五年三月二日条〕	・祈年穀の奉幣が死穢の期間が過ぎた後に免せられる。 〔『玉葉』治承五年三月二日条〕
39	1183年	寿永二年		不明(源義仲による院襲撃か?)	・天下穢 〔『玉葉』寿永二年十一月二十二日条〕 ・天下穢氣 〔『吉記』寿永二年十一月二十二日条〕 〔『玉葉』寿永二年十二月一日条〕	・大原野祭無し 〔『玉葉』寿永二年十一月二十二日条〕 〔『吉記』寿永二年十一月二十二日条〕
40	1184年	寿永三年		一月二十六日、源義仲の首が京に入る。 〔『中臣祐重記』寿永三年二月一日条〕	・京中併大触穢 〔『中臣祐重記』寿永三年二月一日条〕 ・世間穢 〔『百鍊抄』寿永三年二月一日条〕 ・天下穢 〔『百鍊抄』寿永三年二月九日条〕	・春日祭延引。 〔『中臣祐重記』寿永三年二月一日条〕 〔『百鍊抄』寿永三年二月一日条〕
41	1184年	寿永三年		一の谷の戦い 〔『玉葉』寿永三年二月九日条〕 〔『石清水文書之五 宮寺縁事抄 御神楽次第』〕	・平氏之穢、又可充滿 〔『玉葉』寿永三年二月九日条〕 ・天下穢 ・一谷平家乱間、穢及天下 ・世間又穢氣 ・件穢及天下 〔『石清水文書之五 宮寺縁事抄 御神楽次第』〕 ・京中穢 〔『石清水文書之五 宮寺縁事抄 怪異并不浄等事』〕	・二月八日、石清水八幡宮御神楽延引。 〔『石清水文書之五 宮寺縁事抄 御神楽次第』〕
42	1184年	元暦元年	八月十日 ~九月九日	・八月十日、平信兼の子三人、源義経宅にて自害もしくは殺害。その穢が院中におよび、その後天下に遍満。 〔『山槐記』元暦元年九月三日条〕 ・義経家人等が諸家、蔵人左衛門権佐親雅宅に入り、又親雅が参内。これだけでなく、参院した人が關白の下にやってきたため、平信兼子息殺害の穢の疑いが広く及ぶ。 〔『山槐記』元暦元年八月二十七日条〕	・京内穢中 〔『山槐記』元暦元年八月二十七日条〕 ・天下有穢歟 〔『山槐記』元暦元年九月一日条〕 ・至于九日天下有穢 〔『山槐記』元暦元年九月七日条〕 ・天下穢 〔『山槐記』元暦元年九月十日条〕	・八月二十五日、日吉御幸延引。 〔『山槐記』元暦元年八月二十七日条〕 ・天下穢、九日に至る。 〔『山槐記』元暦元年九月七日条〕